

○辻泰弘君 民主党の辻泰弘でございます。

まず、山崎先生にお伺いしたいと思います。

先生の御説明の中で、被扶養者の認定基準百三十万のことが、六十歳以上の百八十万の対比の中でおっしゃっておられたと思いますが、先生としては百三十万自体をどのようにすべきかということについてのお考えをいただきたいということが一つと。それから二つ目が、社会保険料の保険料徴収の強化という指摘があるわけですが、その具体策、論文にも見せていただいたので、そのことについての御説明をいただきたいということ。それから三番目に、これも先生の論文の中で、医療、年金、雇用、労災、社会保険料の一元化徴収、また、所得税と社会保険料の一元徴収もおっしゃっているわけですが、その中で、片や社会保険方式の堅持という御主張になっているわけですが、すなわち、スタイルとしては社会保険方式であるが徴収は税に乘せるという、そういうことなのかどうかという三点でございます。

それから、城戸先生につきまして、年金について根っこから報酬比例年金にするという御指摘であったと思うんですけれども、その中で、最低保障額を作るんだと、こういう御指摘だったと思います。そこは、そうすると、その最低保障額の部分は税が入るんじゃないかと思うんですが、そうすると、それは実は基礎年金と同じようになるんじゃないかというような気もするんですけれども、その辺はどうかということが一つ。それから、先生の論文で、資産所得から社会保険料を徴収することを検討すべしと、こういう御指摘があるんですが、具体的にもう少しどここの税目といいますか、そういうことのアイディアをお持ちであればお聞かせいただきたいという二点でございます。

それから、暉峻先生につきまして、世界も国内も格差が拡大している現状にあるというふうにも思うんですが、そういう中で、アメリカ並みになっている今の日本の所得税制、これをもっとフラットにすべしという、こういう主張もあるわけですが、そういうことについてどのようにお考えかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

○参考人（山崎泰彦君） まず、被扶養者の認定基準としての百三十万円ということについてでありますけれども、女性と年金の検討会の報告では、これを下げて六十五万円程度、あるいは労働時間でいうと正規の社員の二分の一程度というふうな基準が一つの案として出ておりますが、そのように全体として収入の基準を下げていくというのは一つの案だと思います。

ただ問題は、きちっと運用されるかどうかということだと思います。今は法人で強制適用であっても、暉峻先生のお話にもありましたが、適用されていないことが結構あるわけで、問題は、的確な運用ができるかどうかということだと思います。（以下略）

○参考人（城戸喜子君） まず、根っこから報酬比例年金にして、そして最低保障額を付ける、最低保障年金の制度を入れると、それは基礎年金と同じじゃないかというふうにおっしゃいましたけれども、基礎年金の場合には年金受給者全員に定額を支給するわけですよ。そうじゃなくて、報酬比例ですから、ゼロの人から始まって、例えば一か月五万円の年金収入しかない人だとか、三万円の人だとかありますよね。そうすると、最低保障年金というのが例えば七万円ぐらいたとすると、差額を支給すればいいわけです。七万円と二万円の差、それから、七万円と三万円の差ですから、四万円ですね。それから、五万円の年金収入が月額ある人は、もうちょっと、最低保障が例えば八万円ぐらいたとすると、その差額三万円を支給すると。その部分だけ一般

財源にするという。だから、基礎年金とは違うと思います。

それからもう一つ、資産所得からの保険料徴収という部分ですが、例えばどういうものかと言われたと思いますが、例えば土地を持っている、それから住宅を持っている、それを人に貸しているというような場合には明らかに資産収入が入っているわけですから、そういう部分を徴収の対象にするというようなことができるんじゃないかと思います。

○参考人（暉峻淑子君） 私は税制の専門家ではないんですけども、さっきおっしゃった高所得者に対する税金を、今は日本はそれをどんどん下げていって、低所得の人の下限ももうちょっと下げようということなんですけれども、そうじゃなくて、やっぱりヨーロッパの税制というのは、消費税は確かに一〇%前後取っていますけれども、所得税についても高所得の人からは結構取っているんですね。だから、やっぱり所得の多い人が社会に対して自分の義務を果たすという、この観念は日本人よりもずっと皆進んでいると思います。（以下略）

○辻泰弘君 ありがとうございます。